

背景

- 広域移動を支える広域幹線を維持・確保するためには、地域の实情や利用状況にあわせたダイヤやルートの改善、利便性の向上、他の交通モードとの役割分担を踏まえたネットワークの再編等により、生産性向上を図る必要があります。
- 国や県、市町村の補助を受けて運行している「地域間幹線系統」においても、収支率や平均乗車密度が低く、補助要件を下回る可能性のある系統も出てきています。
- こうした事業性が特に低い系統については、補助要件割れとなり、運行が立ち行かなくなる前に、今後の方向性を決めたくえで見直しを図っていくことが重要です。
- 見直しの必要性が高い系統から優先的に、県、沿線市町村、交通事業者等関係者の協議の場において、維持や改善、再編等の方策を協議・検討します。
- 関係者が認識を共有し、維持や改善に一体的に取り組むことで、広域幹線の機能性の向上とネットワークの強化を図ります。

見直しの必要性が高い系統

見直しの必要性の高い系統の考え方

下記 ①A 及び ①B に該当する系統 (= ①Aかつ①B) について、見直しの協議を行う。

収支率	55%未満 . . . ①A
平均乗車密度	5人未満 . . . ①B

(参考) 茨城県バス運行対策費補助金における制度概要

- 地域間幹線系統のうち経常費用と経常収益の差額（経常費用の45%を上限）の1/2を補助。
- ただし、事業性の低い系統については次の要件がある。
 - ① 平均乗車密度5人未満
 - ➔ 県補助額に対する市町村負担（負担割合は県補助額の1/2）
 - ② 収支率55%未満
 - ➔ 事業者に対する市町村の補助（収支率55%に達することが条件）

出典：茨城県地域公共交通計画

見直しの必要性が高い系統

R5見直し対象17系統（R5.11時点）

連番	事業者名	系統名	関係市町村	R5 平均 乗車密度	R5 収支率	見直し協議
1	茨城交通(株)	太田営業所～小中車庫～里川入口	日立市、常陸太田市	2.0	14.1%	R7.3.26
2		馬場八幡前～大橋～大甕駅西口	日立市、常陸太田市	2.4	37.4%	R7.3.26
3		馬場八幡前～はたそめ入口～大甕駅西口	日立市、常陸太田市	3.3	41.0%	R7.3.26
4		日立駅中央口～国道6号～十王駅前	日立市	3.1	52.9%	※1
5		大宮営業所～中瓜連～水戸駅	水戸市、常陸大宮市、那珂市	3.3	40.2%	R7.3.26
6		水戸駅～旭台団地入口～友部駅	水戸市、笠間市	4.5	52.7%	R7.3.26 ※1
7		赤塚駅南口～桜ノ牧高校前～水戸医療センター	水戸市、茨城町	2.0	31.6%	R6.3.27 R7.3.26
8		水戸駅～国田局前～下江戸	水戸市、那珂市	3.1	48.1%	R7.3.26
9	関東鉄道(株)	筑波山口～土浦一高前～土浦駅西口	土浦市、つくば市	2.8	43.1%	R6.10.6 ※1
10		みどりの駅～農林団地中央～土浦駅西口	土浦市、つくば市	2.7	37.4%	R6.10.6 R7.3.27
11		牛久駅～森の里～緑が丘団地	牛久市、つくば市	1.1	24.4%	R6.10.6 R7.3.27
12		藤代駅～自由ヶ丘団地	取手市、つくば市、つくばみらい市	1.7	38.2%	R6.10.6 ※1
13		取手駅西口～高岡～谷田部車庫	取手市、つくば市、つくばみらい市	2.5	36.4%	R6.10.6 R7.3.27
14		龍ヶ崎市駅～済生会病院～江戸崎	龍ヶ崎市、稲敷市	0.7	13.0%	※2
15		竜ヶ崎駅～光風台団地入口～取手駅東口	龍ヶ崎市、取手市	2.0	33.4%	R7.3.27
16	茨城急行自動車(株)	古河駅東口～古河第一高校～友愛記念病院	古河市	1.5	40.4%	R7.3.27
17	朝日自動車(株)	五霞町役場～幸手駅	五霞町	2.0	50.8%	R7年度（予定）

※1…R6実績の収支率が55%以上となり、見直し協議の対象外となった。（連番4, 6, 9, 12）

※2…運行回数が3回未満となり、幹線系統要件から外れたため、見直し協議の対象外となった。（連番14）

見直しの必要性が高い系統

R6新規見直し対象3系統（R6.11時点）

連番	事業者名	系統名	関係市町村	R6 平均乗車密度	R6 収支率	見直し協議
1	茨城交通(株)	太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	常陸太田市	3.6	12.43%	R7.3.27
2	関東鉄道(株)	柿岡車庫～石岡駅	石岡市	2.3	47.18%	R7.3.27
3	朝日自動車(株)	境車庫～釈迦～古河駅西口	古河市、境町	3.0	44.22%	R7.3.27

協議の基本的な考え方

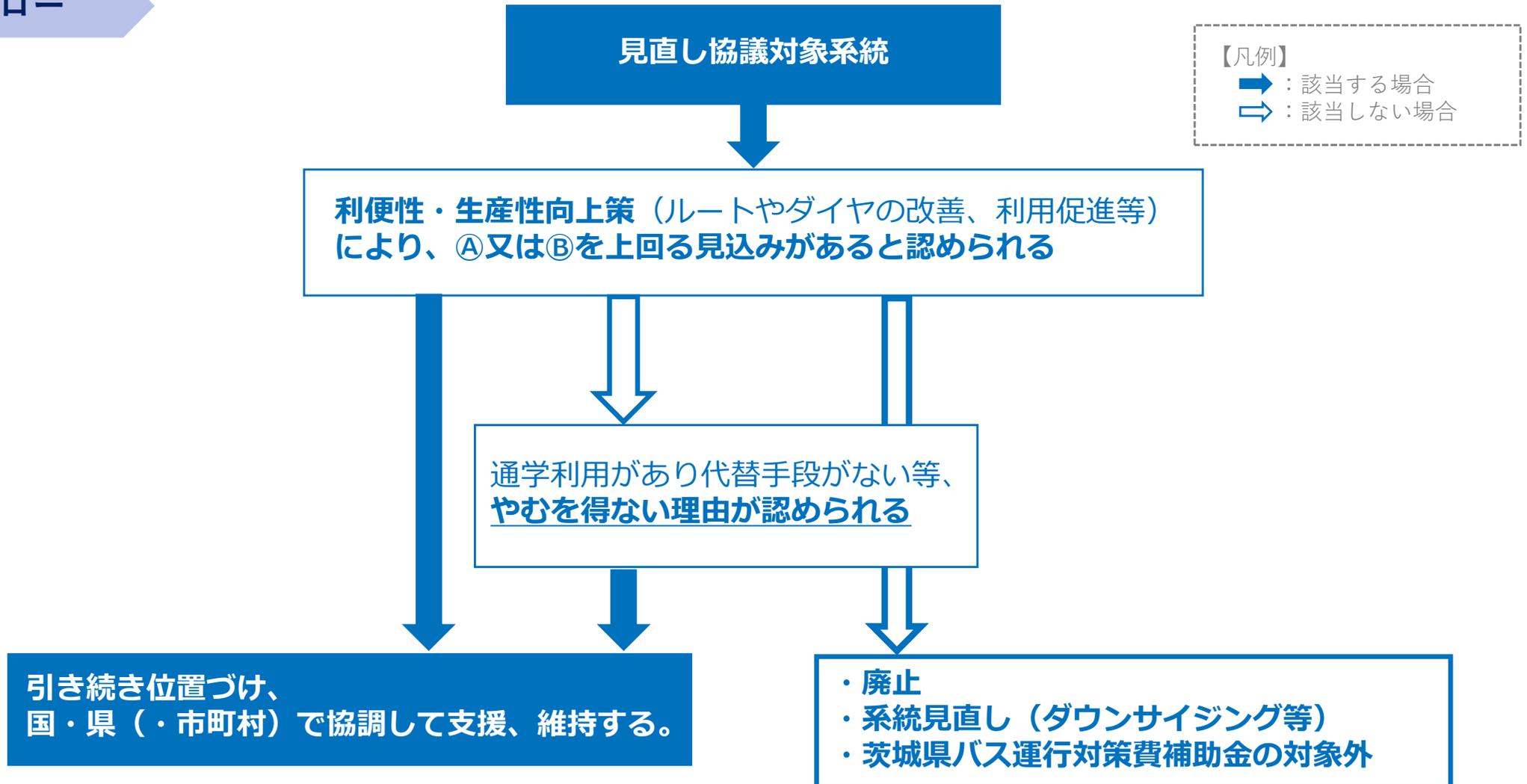
「平均乗車密度」及び「収支率」の向上が図られるような具体的な改善策を検討するとともに、実効性がある施策につながるよう議論を行っていく。

- 交通事業者の赤字額の削減を図るとともに、国、自治体の負担額を削減することも議題の一つとする。
- 他モードへの転換、統合も視野に入れる。
- 通学需要があり、かつ、当該系統が廃止された場合の代替手段を確保できないなど、やむを得ない理由がある場合は、理由に応じた新たな目標を期限付きで設定するなどの措置を取ることとする。

見直しの方向性

- **見直し対象** ①「平均乗車密度5人未満」かつ②「収支率55%未満」の系統
- **協議期間** 原則 **3年間**（例：R5事業実績で見直し対象 → **R8事業計画期間（R8.9月）まで**）
- **見直し方法** 系統毎の利用実態（属性、時間帯、利用者数等）の調査、検討を重ねた上で議論を行う。

フロー



見直しの方向性

スケジュール（R5見直し対象系統の場合）

令和5年11月

令和5年12月

令和6年1月

令和6年2月

令和6年10月～

令和8年9月
(令和8年度事業終了時)

R5年度（R4.10～R5.9）実績確定

事前準備

バス事業者・関係市町村に対して個別に今後の方針を説明

R5実績で収支率55%未満の地域間幹線系統の見直しに向けた協議・検討開始

今後の対応に係る市町村・事業者に対する個別意向確認（アンケート）

（どのような見直し方法が考えられるか、エリア一括事業の活用意向はあるか、コミュニティ交通との統合はできるか、系統を維持する必要があると考えているのか・・・等）

バス対策分科会（個別協議）

幹線系統見直しに係る関係者間協議を随時実施

市町村交通会議

市町村のコミュニティ交通の再編を伴う場合は、各市町村交通会議においても協議が必要

地域間幹線系統見直しに係る協議・検討の原則3年間の期限

※事業性の低い系統について、R9年度事業から県補助対象外とすることを検討

茨城県地域交通政策推進協議会及びバス対策分科会運営要領の改正について

1 概要

道路運送法施行規則の改正等に伴い、茨城県地域交通政策推進協議会及びバス対策分科会運営要領（以下、「運営要領」という。）について所要の改正を行う。

2 主な改正内容及び改正理由

（1）道路運送法施行規則改正に伴う文言の修正（運営要領 2（4）関係）

道路運送法施行規則の改正（令和 5 年 10 月 1 日施行）により、地域公共交通会議を規定する「第 9 条の 2」が削除されたことから、改正後の規定条項に修正する。

（2）その他所要の改正

茨城県地域交通政策推進協議会及びバス対策分科会運営要領

1 目的

この要領は、茨城県地域交通政策推進協議会設置要綱第4条第4項、第7条第2項及び茨城県地域交通政策推進協議会バス対策分科会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、道路運送法第15条の2の規定に基づく路線の休止及び廃止（以下「休廃止等」という。）に関し、茨城県地域交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）及びバス対策分科会の運営について必要な事項を定める。

2 路線の休廃止等に係る協議の申出

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合事業者」という。）は、道路運送法施行規則第15条の4第2号に基づき茨城県内の路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休廃止等の届出をしようとするときは、様式第1号により茨城県地域交通政策推進協議会長（以下「会長」という。）に協議の申出を行うものとする。ただし、道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づき、旅客の利便を阻害しないと関東運輸局長が認めてあらかじめ公示した項目に該当する場合は、この限りでない。
- (2) (1)の申出は、事前に関係市町村と連絡調整のうえ、当該路線の休廃止等の予定の日の一年前までに申出を行うものとする。
- (3) 会長は、(1)の申出があった場合は、速やかに、関係者（茨城運輸支局、茨城県バス協会、茨城県ハイヤー・タクシー協会、関係市町村）にその内容を連絡するとともに、バス対策分科会に協議を付託するものとする。
- (4) (3)に関わらず、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行している場合には、会長は、市町村が主催する道路運送法施行規則第9条の2第4条第2項に規定する地域公共交通会議等（以下「地域公共交通会議等」という。）又は市町村が組織する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会（以下「活性化協議会」という。）に協議を付託することができる。この場合において、地域公共交通会議又は活性化協議会は、(3)に規定する関係者に協議の申出の内容を連絡するものとし、協議結果を会長に報告するものとする。
- (5) 市町村は、生活交通の確保に関し協議の必要があるときは、同様に協議の申出を行うことができる。

3 協議申出に対する市町村への照会等

- (1) 会長は、乗合事業者から申出があったときは、4のバス対策分科会の会議の開催に先立ち、あらかじめ次の事項について、様式第2号により、関係市町村に期日を定めて照会するものとする。
 - ① 当該路線の生活路線としての存続意向
 - ② 運行の具体策（案）
 - ア 運行形態（路線バス、乗合タクシーその他の代替手段等）

- イ 運行水準（運行ルート、運行回数、運行時刻等）
 - ウ 運行提供主体（バス事業者、市町村直営、運行委託等）
- (2) (1)の照会を受けた市町村は、次の項目により十分検討のうえ、路線存続の意向及び運行の具体策（案）について、様式第3号又は様式第6号により会長に回答するものとする。
- ① 当該路線を路線バスとして維持すべきかどうかについて、他の代替交通機関の有無、事業の効率性やサービス水準などの観点から多角的に検討すること。
 - ② 路線バスによらないこととした場合には、運行の目的、利用対象者等を明確にし、最も効率的な運行形態について、廃止代替バス、コミュニティバス、福祉バス、乗合タクシー、スクールバスの活用等、様々な方策を検討すること。
 - ③ 具体策実現のための課題を整理するとともに、必要な費用等を試算すること。
 - ④ 運行形態及び運行水準等の検討に当たっては、必要に応じ、住民等の意見を聴取すること。
 - ⑤ 路線バスとして維持する場合や廃止代替バス等による場合には、利用促進のための対策を講ずること。
 - ⑥ 検討に当たっては、関係市町村間において相互に連絡調整を行うなど、生活交通維持確保方策の合意形成に努めること。
- (3) 茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会は、2の(3)による申出の写しの送付があった場合は、会員に周知するとともに、申出を行った乗合事業者以外の者で運行希望がある場合は、協議会に連絡するよう通知するものとする。
- また、協会に加入していない事業者については、協議会事務局が同様に対応するものとする。

4 バス対策分科会

- (1) **バス対策**分科会長は、2の(3)の協議の付託があったときは、速やかに会議を開催するものとする。
- (2) バス対策分科会は、具体的な路線に係る生活交通の確保方策について協議し、様式第4号により合意事項をとりまとめるものとする。
- (3) 協議に当たっては、3の(2)による市町村の回答に基づき、協議を行うものとする。
- (4) 申出を行った乗合事業者以外の者から運行希望の表明等があった場合には、その意見を聴くものとする。
- (5) 関係事業者（(4)の運行希望事業者を含む。）は、事業者の現況その他必要と認められる情報をバス対策分科会に開示し、説明するものとする。
- (6) (1)から(5)の規定に関わらず、申出のあった路線が、市町村の委託により運行されている路線であって、様式第6号により、当該路線の休廃止等が専ら当該市町村の要請によるものである旨の回答が提出された場合は、当該路線の休廃止等について

は、バス対策分科会において協議が調ったものとみなすことができるものとする。

5 生活交通維持確保方策の実施

- (1) 関係者は、バス対策分科会における合意事項の実施に向けて適切な対応をとるものとする。
- (2) 乗合事業者は、路線の休廃止等をする場合にあっては、バス対策分科会において合意事項がとりまとまった後、関東運輸局茨城運輸支局に届け出るものとする。なお、この場合において、申出から6ヶ月以内に協議が調わないときは、乗合事業者の事業変更を妨げるものではない。
- (3) バス対策分科会においてとりまとめられた合意事項により市町村が対応すべき事項があった場合においては、市町村はその対応状況について様式第5号により会長に報告するものとする。

6 適用年月日

この要領は、令和4年4月13日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

様式第 1 号

年 月 日

茨城県地域交通政策推進協議会長 殿

住 所

名 称 及 び

代表者氏名

茨城県地域交通政策推進協議会協議申出書

茨城県地域交通政策推進協議会及びバス対策分科会運営要領 2 (1) に基づき、下記路線に係る休廃止について、茨城県地域交通政策推進協議会において協議されるようを申し出ます。

記

系 統 名	協議申し出内容	実施予定年月日	理 由	関係市町村又は 関係事業者との 協 議 状 況
		(茨城県バス対策地 域協議会の協議が整 調えば令和〇年〇月 〇日を予定)		

【添付書類】

- ・ 運行系統別輸送実績及び収支状況 (別紙 1)
- ・ 直近の「~~4月1日から3月31日まで~~」の会計年度期間に係る損益計算書
- ・ 路線図 (系統図)
- ・ 市町村が協議を申し出の場合の添付書類については、可能なもののみ添付すること。
- ・ その他必要な書類

運行系統別輸送実績及び収支状況

事業者名

運 行 系 統						輸 送 実 績					収 支 状 況			備 考
運 行 系統名	起 点	主 な 経由地	終 点	キ ロ 程 (km)	運行時刻 及び回数	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送人扣 (人扣)	実車走行 キ ロ (km)	平均乗車 密 度 (人)	収 益 (円)	費 用 (円)	損 益 (円)	
				往 復	平均									
				往 復	平均									
				往 復	平均									

【記入要領】

- この書類は、直近の「4月1日から3月31日まで」の会計年度期間の状況等について記入すること。
- 起点及び終点は停留所の名を記入し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名を記入し、キロ程は小数点以下第1位（第2位以下切り捨て）まで記入すること。
- 運行時刻及び回数は、1日における回数を1往復を1回、片道を0.5回、循環系統の場合は1循環を1回として、時間ごとの回数と合計を「○時台○回、計○回」と記入すること。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとの実態調査に基づいて記入すること。
- 輸送人キロは、「輸送人員×1人平均乗車キロ」により算出すること。
- 実車走行キロは、小数点以下第1位（第2位以下切り捨て）まで記入すること。
- 平均乗車密度は、「輸送収入÷平均賃率÷実車走行キロ」と連算し、その値について小数点以下第1位（第2位以下切り捨て）まで記入すること。
平均賃率は、「停留所相互間運賃額÷停留所相互間総キロ程」により銭単位（銭単位未満切り捨て）まで算出すること。ただし、対象期間中に運賃改定があった場合には、「（運賃改定前の平均賃率×適用日数+運賃改定後の平均賃率×適用日数）÷総適用日数」により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 収益は、輸送収入、輸送雑収及び営業外収益の合計を記入すること。
- 費用は、輸送費、一般管理費及び営業外費用の合計を記入すること。
- 損益は、「収益－費用」により算出した額を記入すること。

殿

茨城県地域交通政策推進協議会長

茨城県地域交通政策推進協議会協議路線に係る路線存続意向及び運行の具体策
(案) について (通知照会)

事業者から下記のとおり協議の申し出がありましたので、生活路線としての存続の意向及び
運行の具体策 (案) について、必要に応じ関係市町村と調整のうえ、様式第 3 号又は様式第 6
号により 年 月 日 () までに~~ご御回答をくださるよう~~お願い致します。

記

事業者名	運行系統	協議申し出内容 (予定年月日)	関係市町村

イ 運行水準（運行ルート、運行回数、運行時刻等）

ウ 運行提供主体（バス事業者、市町村直営、運行委託等）

(2) (1)の照会を受けた市町村は、次の項目により十分検討のうえ、路線存続の意向及び運行の具体策（案）について、様式第3号又は様式第6号により会長に回答するものとする。

① 当該路線を路線バスとして維持すべきかどうかについて、他の代替交通機関の有無、事業の効率性やサービス水準などの観点から多角的に検討すること。

② 路線バスによらないこととした場合には、運行の目的、利用対象者等を明確にし、最も効率的な運行形態について、廃止代替バス、コミュニティバス、福祉バス、乗合タクシー、スクールバスの活用等、様々な方策を検討すること。

③ 具体策実現のための課題を整理するとともに、必要な費用等を試算すること。

④ 運行形態及び運行水準等の検討に当たっては、必要に応じ、住民等の意見を聴取すること。

⑤ 路線バスとして維持する場合や廃止代替バス等による場合には、利用促進のための対策を講ずること。

⑥ 検討に当たっては、関係市町村間において相互に連絡調整を行うなど、生活交通維持確保方策の合意形成に努めること。

(3) 茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会は、2の(3)による申出の写しの送付があった場合は、会員に周知するとともに、申出を行った乗合事業者以外の者で運行希望がある場合は、協議会に連絡するよう通知するものとする。

また、協会に加入していない事業者については、協議会事務局が同様に対応するものとする。

4 バス対策分科会

(1) バス対策分科会長は、2の(3)の協議の付託があったときは、速やかに会議を開催するものとする。

(2) バス対策分科会は、具体的な路線に係る生活交通の確保方策について協議し、様式第4号により合意事項をとりまとめるものとする。

(3) 協議に当たっては、3の(2)による市町村の回答に基づき、協議を行うものとする。

(4) 申出を行った乗合事業者以外の者から運行希望の表明等があった場合には、その意見を聴くものとする。

(5) 関係事業者（(4)の運行希望事業者を含む。）は、事業者の現況その他必要と認められる情報をバス対策分科会に開示し、説明するものとする。

(6) (1)から(5)の規定に関わらず、申出のあった路線が、市町村の委託により運行されている路線であって、様式第6号により、当該路線の休廃止等が専ら当該市町村の要請によるものである旨の回答が提出された場合は、当該路線の休廃止等については、バス対策分科会において協議が調ったものとみなすことができるものとする。

5 生活交通維持確保方策の実施

(1) 関係者は、バス対策分科会における合意事項の実施に向けて適切な対応をとるものとする。

イ 運行水準（運行ルート、運行回数、運行時刻等）

ウ 運行提供主体（バス事業者、市町村直営、運行委託等）

(2) (1)の照会を受けた市町村は、次の項目により十分検討のうえ、路線存続の意向及び運行の具体策（案）について、様式第3号又は様式第6号により会長に回答するものとする。

① 当該路線を路線バスとして維持すべきかどうかについて、他の代替交通機関の有無、事業の効率性やサービス水準などの観点から多角的に検討すること。

② 路線バスによらないこととした場合には、運行の目的、利用対象者等を明確にし、最も効率的な運行形態について、廃止代替バス、コミュニティバス、福祉バス、乗合タクシー、スクールバスの活用等、様々な方策を検討すること。

③ 具体策実現のための課題を整理するとともに、必要な費用等を試算すること。

④ 運行形態及び運行水準等の検討に当たっては、必要に応じ、住民等の意見を聴取すること。

⑤ 路線バスとして維持する場合や廃止代替バス等による場合には、利用促進のための対策を講ずること。

⑥ 検討に当たっては、関係市町村間において相互に連絡調整を行うなど、生活交通維持確保方策の合意形成に努めること。

(3) 茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会は、2の(3)による申出の写しの送付があった場合は、会員に周知するとともに、申出を行った乗合事業者以外の者で運行希望がある場合は、協議会に連絡するよう通知するものとする。

また、協会に加入していない事業者については、協議会事務局が同様に対応するものとする。

4 バス対策分科会

(1) _____分科会長は、2の(3)の協議の付託があったときは、速やかに会議を開催するものとする。

(2) バス対策分科会は、具体的な路線に係る生活交通の確保方策について協議し、様式第4号により合意事項をとりまとめるものとする。

(3) 協議に当たっては、3の(2)による市町村の回答に基づき、協議を行うものとする。

(4) 申出を行った乗合事業者以外の者から運行希望の表明等があった場合には、その意見を聴くものとする。

(5) 関係事業者（(4)の運行希望事業者を含む。）は、事業者の現況その他必要と認められる情報をバス対策分科会に開示し、説明するものとする。

(6) (1)から(5)の規定に関わらず、申出のあった路線が、市町村の委託により運行されている路線であって、様式第6号により、当該路線の休廃止等が専ら当該市町村の要請によるものである旨の回答が提出された場合は、当該路線の休廃止等については、バス対策分科会において協議が調ったものとみなすことができるものとする。

5 生活交通維持確保方策の実施

(1) 関係者は、バス対策分科会における合意事項の実施に向けて適切な対応をとるものとする。

(2) 乗合事業者は、路線の休廃止等をする場合にあつては、バス対策分科会において合意事項がとりまとまった後、関東運輸局茨城運輸支局に届け出るものとする。なお、この場合において、申出から6ヶ月以内に協議が調わないときは、乗合事業者の事業変更を妨げるものではない。

(3) バス対策分科会においてとりまとめられた合意事項により市町村が対応すべき事項があった場合においては、市町村はその対応状況について様式第5号により会長に報告するものとする。

6 適用年月日

この要領は、令和4年4月13日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

(2) 乗合事業者は、路線の休廃止等をする場合にあつては、バス対策分科会において合意事項がとりまとまった後、関東運輸局茨城運輸支局に届け出るものとする。なお、この場合において、申出から6ヶ月以内に協議が調わないときは、乗合事業者の事業変更を妨げるものではない。

(3) バス対策分科会においてとりまとめられた合意事項により市町村が対応すべき事項があった場合においては、市町村はその対応状況について様式第5号により会長に報告するものとする。

6 適用年月日

この要領は、令和4年4月13日から適用する。

なお、本要領の様式について、新旧対照表は省略。